

令和 8 年度 道路植栽管理計画 (新環状道路建設事務所管内)

令和 8 年 9 月

目次

- 1 はじめに
- 2 道路植栽巡回業務について
- 3 街路樹の診断について
- 4 高木の管理について
- 5 低木の管理について
- 6 除草について
- 7 防除について
- 8 施肥について
- 9 灌水について
- 10 更新・新植について

1 はじめに

本計画は「山梨県街路樹管理指針」（以下「指針」）に基づき、街路樹管理のための方針や施行方法等を策定するものである。

2 道路植栽巡回業務について

道路植栽の巡回業務は、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止を目的とし、通常時、定期点検時、異常気象時、緊急時に区分し実施するものとする。

1) 通常時

- ・月1回程度、落枝、枯損樹木の歩行者への影響や、道路標識の視認性への影響を確認する。

2) 定期点検時

- ・5年に一度を基本として、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認する。

3) 異常気象時

- ・台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時において、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認する。

4) 緊急時

- ・緊急に確認すべき事象の発生時において、樹木の道路交通等への影響を確認する。

3 街路樹の診断について

街路樹（高木）の健全性を確保するため、定期的な点検等を行い、倒木等の危険を事前に把握することが必要である。高木は交通や利用者への影響が大きいため、異常が認められた場合は診断を実施し、適切な対策を講じるものとする。

1) 基本方針

- ・異常が認められた場合は診断を実施し、適切な対策を講じるものとする。

2) 診断方法

i) 予備診断（目視）

- ・揺れ、キノコ、腐朽、亀裂等の異常を確認し、大まかな抽出調査を行うものとする。

ii) 精密診断（専用機器使用）

- ・腐朽診断、根系診断等を実施し、倒木の危険性を詳細に評価するものとする。
- ・なお、診断には「街路樹の倒伏対策の手引き」を参照するものとする。

4 高木の管理について

交通安全と景観の両立を図るため、目標樹形を設定し、過度な剪定を避けつつ剪定周期を最適化するものとする。

1) 剪定の基本方針

- ・高木・中木の管理は剪定を基本とし、樹種・設置環境・樹勢を考慮して計画的に実施

するものとする。

2) 特別対応

- ・巡回時に衰弱・腐朽・根上がり等の異常を確認した場合、防除、剪定、支柱補修、伐採、精密診断等を検討するものとする。

3) 過密植栽への対応

- ・接触や樹勢低下を防ぐため、間引きや更新を検討するものとする。植樹間隔は隣接樹冠が触れ合わない程度（6～10m）を基本とする。

5 低木の管理について

歩行者の安全確保と視認性維持のため、定期的な管理を行うものとする。

1) 剪定の基本方針

- ・視認性確保のため、剪定高さは植栽部から約60cmを目安とする（車道からの高さではない点に留意）。
- ・剪定時期は花芽形成に影響するため十分留意するものとする。
- ・樹勢の強い樹種は、縁石の内側で剪定を行うものとする。なお、樹種や植栽環境により樹勢は異なるため、現場条件にあわせて剪定するものとする。

6 除草について

植栽帯等の除草については、道路利用者の安全確保、景観維持、害虫の発生抑制等の観点から適宜行なう必要がある。

1) 実施頻度

- ・除草の実施頻度は、雑草の繁茂状況に応じて決定するものとする。

2) 除草方法（現場条件にあわせて選定する）

- ・人力による抜根
- ・肩掛式草刈機（刈払機）による除草
- ・除草剤による除草（周辺環境への影響が少ない場合に限り使用を検討する）

3) 作業条件

- ・効率的な作業を行うため、植込み地や新植予定箇所は抜根除草を基本とするものとする。
- ・芝地等は刈払機による除草を基本とするものとする。
- ・除草剤を使用する場合は、沿道農作物や歩行者の利用頻度等を考慮し、路線や作業時間について検討するものとする。

7 防除について

樹木は適切な管理を行なっても樹木自体の老木化や気候などの様々な要因により、病気や害虫が発生することがある。病虫害防除は、これらの害を最小限に防ぐことを目的に防除を行なうが、人的被害がなく樹木や周辺環境への影響が極めて少ないと判断出来る場合については積極的な防除は行なわないものとする。

1) 基本方針

- ・病虫害防除は、樹木や周辺環境への影響を最小限に抑えることを目的とする。
- ・人的被害がなく、影響が極めて少ない場合は積極的な防除は行わないものとする。

2) 監視体制

- ・過去の発生状況を参考に、異常の早期発見に努めるものとする。

3) 防除方法

i) 物理的防除（優先）

- ・被害の初期段階で剪定や切除を行うものとする。
- ・葉に害虫が群がっている時期に速やかに対応するものとする。

ii) 薬剤散布（物理的防除が困難な場合、防除が広範囲に及ぶ場合等）

- ・病虫害が広く分散した場合や大量発生時に実施するものとする。
- ・周辺環境や通行者への影響を考慮し、夜間作業を基本とするものとする。
- ・風向き・風量等に留意し、飛散防止対策を徹底するものとする。
- ・施工範囲は最小限とする。
- ・使用する薬剤は現場条件にあわせて選定するものとする。

8 施肥について

植樹帯等では、栄養分の自然な補給はほとんど期待出来ないことから、栄養分の補給が必要である。特に植樹後数年間は成長させるための栄養分として必要であるが、植樹時に施肥を行なっている樹木等は肥料が過剰になりやすく肥料やけや徒長枝の原因になることもあるため樹勢を見ながら調整すること。

1) 基本方針

- ・植樹後初期の期間は成長促進のため必要に応じて施肥を行うものとする。
- ・過剰施肥による肥料やけや徒長枝を防止するため、樹勢を確認しながら施工するものとする。

2) 実施条件

- ・植樹時に施肥を行っている場合は、肥料過剰に注意し、必要性を確認したうえで追加施肥を行うものとする。
- ・樹種や生育状況に応じて肥料の種類や散布時期を調整するものとする。

3) 施肥の種類

- ・緩効性肥料や有機質肥料を基本とするものとする。
- ・必要に応じて速効性肥料を併用するものとする。

4) 監視・調整

- ・巡回等で樹勢を確認し、最も効果的な肥料と時期を設定して作業を行うものとする。

9 灌水について

水分は、樹木の養分吸収や成長に不可欠の要素であり巡回等で監視し適宜灌水を行なう。

1) 基本方針

- ・植栽後十分に活着するまでの間、土壌が乾燥しすぎないように、必要に応じて灌水を行うものとする。

2) 重点管理箇所

- ・植栽後初期の期間内の樹木。
- ・中央分離帯など乾燥しやすい箇所。

3) 監視ポイント

- ・葉先に枯れや変色がある
- ・葉に艶がなくなる
- ・枝先が垂れ下がっている
- ・土壌が地上から 15cm 程度乾燥している

10 更新・新植について

街路樹は、道路利用者の安全確保を最優先とし、倒木等の危険がある場合や樹勢の回復が見込めない場合には伐採・更新を行う必要がある。更新にあたっては道路利用状況や沿線環境を考慮し、樹種・規格を再検討するものとする。

1) 基本方針

- ・倒木の恐れや樹勢回復が見込めない場合、危険回避のため伐採・更新を行うものとする。
- ・大径木化による交通や構造物への影響がある場合も更新対象とするものとする。

2) 事前周知

- ・伐採・更新作業前には、枯損しているものを除き対象樹木への掲示など、沿線住民や道路利用者への周知を行うものとする。

3) 更新時の検討事項

- ・道路利用状況や沿線環境の変化を考慮し、樹種・規格を再検討するものとする。
- ・維持管理性を高めるため、成長特性や病虫害耐性を考慮した樹種選定を行うものとする。
- ・植栽間隔や樹形の工夫により、過密植栽を防止するものとする。

4) 追加配慮

- ・可能な範囲でグリーンインフラ機能（雨水浸透・暑熱対策）を取り入れ、景観や沿道環境との調和を図るものとする。